教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和６年５月30日

大阪市人事委員会

委員長　西村　捷三

大阪市人事委員会規則第９号

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年大阪市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（災害応急作業等派遣手当） 第５条　条例第６条第１項に規定する人事委員会規則で定める教育職員及び指導主事は、同項に規定する区域を管轄する地方公共団体から同項に規定する作業又は業務に対する給与その他の給付の支給を受ける教育職員及び指導主事とする。 第６条～第９条　［略］	［新設］ 第５条～第８条　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和６年１月１日から適用する。